

# 「障害者短期入所サービス」利用契約書

社会福祉法人 ゆたか会

様(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人ゆたか会(以下「事業者」といいます。)は、リハビリ橋本(以下「施設」といいます。)の提供する障害者短期入所サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

## 【第1条】(契約の目的)

この契約は、事業者が利用者の居宅における日常生活及び社会生活の充実のために必要なサービスを適切に提供することを定めます。

## 【第2条】(契約期間)

この契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

## 【第3条】(支援計画)

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケース会議を開いて利用者の支援計画を作成します。この支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

## 【第4条】(サービス内容)

事業者は、前条に定める施設支援計画及び別紙「サービス利用説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 相談・助言      | ⑤ レクリエーション行事     |
| ② 適切な技術による訓練 | ⑥ 健康管理           |
| ③ 入浴等        | ⑦ 送迎(実費負担頂く場合有り) |
| ④ 食事         | ⑧ その他自由設定のサービス   |

## 【第5条】(利用料)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める介護給付費額及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を事業者に支払います。
- 2 利用者は、サービス利用料金をサービスの利用終了時に事業者に支払うものとします。

## 【第6条】(利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は利用期日前において、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日の受付時間内(重要事項説明書に記載)までに事業者に出るものとします。
- 2 利用者が、サービス実施日の前日の受付時間内以降に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払頂く場合が

あります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事情がある場合は、この限りではありません。

- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に対して提示して協議するものとします。

#### 【第7条】(サービス内容の変更)

事業者は、サービスの利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更できるものとします。

#### 【第8条】(事業者の基本的義務)

- 1 〈支援〉事業者は、利用者に対し、できる限り居宅に近い環境の中で必要なサービスを行います。
- 2 〈利用者の意思等の尊重〉事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、短期入所サービスを提供します。

#### 【第9条】(事業者の具体的義務)

- 1 〈安全配慮義務〉事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 〈説明義務〉事業者は、この契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3 〈守秘義務〉事業者及びサービス従業者は、この契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。
- 4 〈身体拘束の禁止〉事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

#### 【第10条】(事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

#### 【第11条】(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 三 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 四 施設が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

六 第2条の契約期間が満了した場合(但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

**【第12条】(利用者からの中途解約等)**

1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の2日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、やむを得ない事情がある場合には即時に解約することができます。

**【第13条】〈利用者からの契約解除〉**

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

**【第14条】〈事業者からの契約解除〉**

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

**【第15条】〈苦情解決〉**

- 1 利用者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、この契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員へ苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された

和歌山県社会福祉協議会に設置されている運営適正委員会に苦情を申し立てることもできます。

**【第16条】**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者住所 和歌山県橋本市柱本22番地  
事業者名 社会福祉法人 ゆたか会  
代表者氏名 理事長 田倉 妙子

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印

(利用者との続柄 )